

## 1. 平成 27 年度地域別最低賃金が改訂されました

最低賃金は、国が賃金の最低額を定め使用者はその最低額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、地域別最低賃金、特定最低賃金の2つの最低賃金がありますが、10月に産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ賃金額が定められる地域別最低賃金の各賃金額が改定されました。

改定額の全国加重平均額は 798 円(昨年度 780 円、18 円の引上げ)で、全国加重平均額 18 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、最大の引上げとなります(昨年度は 16 円)。また、最高額(東京都 907 円)と最低額(鳥取、高知、宮崎、沖縄県 693 円)の比率は、76.4%となり(昨年度は 76.2%)、この比率が改善したのは平成 15 年度以来となりました。

最低賃金は時給で定められますが、先ほど書いたとおり全ての労働者に適用されますので、時給制のパート、アルバイトだけでなく月給制の社員も当然に適用されます。この場合は時間あたりの金額に換算し確認しますが、最低賃金の対象となるのは基本的な賃金で、割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などは対象となりません。

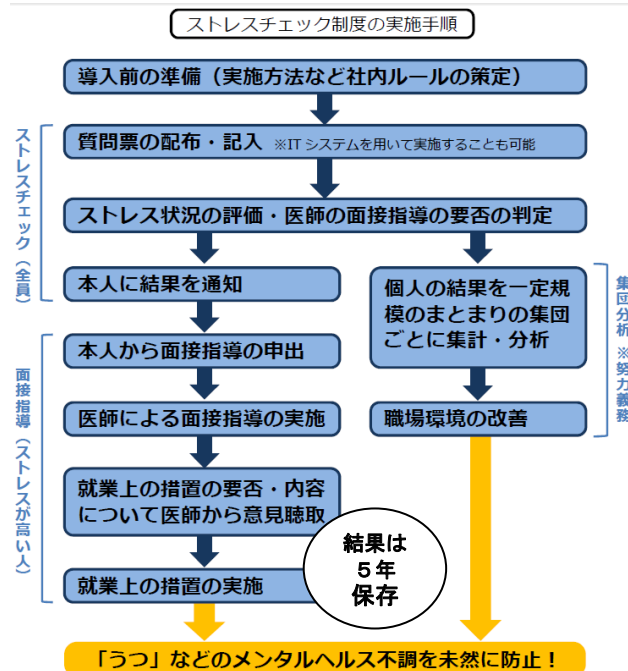
地域	最低賃金額(円)	発効日
全国平均	798 (780)	
東京	907 (888)	10. 1
神奈川	905 (887)	10. 17
千葉	817 (798)	10. 1
埼玉	820 (802)	10. 1

※ ( )は昨年度の最低賃金額



## 2. 「ストレスチェック制度」実施に関する注意点 ～平成 27 年 12 月 1 日施行～

事務所便りの 6 月号で取り上げましたストレスチェック制度も、いよいよ来月 12 月 1 日より施行となり、労働者 50 人以上の事業所では、12 月より毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施しなければなりません。簡単におさらいしますと、



「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、集計・分析することで自分のストレスがどのような状態かを調べる簡単な検査で、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止する仕組みです。具体的な実施の手順は、左図の通り進めていきます。

気を付けたい点は①労働者は受検を拒否できる、②会社は本人の同意なく結果を知ることができない、という点。「ストレスチェック制度」は、労働者の個人情報適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者も安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。また、事業主は面接指導の結果を理由として、解雇、雇止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うことも禁止されております。これらのことを念頭に置き、情報の取扱いに留意するとともに、不利益な取扱いは行わないようにしましょう。

※左図『厚生労働省 ストレスチェック制度 導入マニュアル』より抜粋

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。

あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-38-4  
三鷹産業プラザ 307  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

### ● 編集後記 ●

スポーツ観戦好きとしては当然、ラグビーのワールドカップも熱狂し、身体一つで立ち向かい、フィジカルもメンタルも相当鍛えられたその姿に、ゾクゾクしました。先日、娘の中学校の学祭に行ったとき、部活ごとの出し物を観たのですが、部のカラーがよく出ていました。バランスのとれた野球部、2枚目気質が強いサッカー部、個の力をみせたいバスケット部等。中でも、とにかくラグビー部は面白い！照れたり恥ずかしがったりせず会場を盛り上げる姿勢に「メンタル強いなあ」と、妙な感動！ラグーマンはこの年齢から、精神力が鍛えられているんですね。今後も日本ラグビー界から目が離せません！（秋山）